

高知県避難生活環境整備事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号）第24条の規定に基づき、高知県避難生活環境整備事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助目的)

第2条 県は、発災時にストレスの少ない避難生活を送ることができるよう、自走可能なトイレカー（牽引自動車によって牽引されるトイレトレーラーを含む。以下同じ。）及びキッチンカー（牽引自動車によって牽引されるキッチントレーラーを含む。以下同じ。）の整備促進を目的に、次条に規定する補助事業者に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助事業者)

第3条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 次に掲げる全ての要件を満たす法人

ア 高知県における令和6年度～令和8年度競争入札参加資格者登録名簿（物品購入等関係）、高知県建設工事・測量、建設コンサルタント等業務入札参加資格者一覧（令和8・9年度入札参加資格者名簿）、特定非営利活動法人のいずれかに登録され、又は認証されていること。

イ 県内に本社又は本店若しくは営業所又は支店を置く者であること。

ウ 県から高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程（平成23年高知県訓令第1号）に基づく入札参加資格停止措置を受けていないこと又は同訓令第2条第2項第5号に規定する排除措置対象者に該当しないこと。

エ これまでの事業活動において、トイレカー（国土交通省が定める「快適トイレ」を含む。）又はキッチンカーの活用実績があること。

(2) 県と災害に係る協定を締結している法人（所属する業界団体が県と災害に係る協定を締結している法人を含む。）であり、かつ、次に掲げる全ての要件を満たす法人

ア 県内に本社又は本店若しくは営業所又は支店を置く者であること。

イ 県から高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程に基づく入札参加資格停止措置を受けていないこと又は同訓令第2条第2項第5号に規定する排除措置対象者に該当しないこと。

(3) 次に掲げる全ての要件を満たす任意団体

ア 代表者、会計管理者及び事業実施等について規約等に定めていること。

イ 高知県内に活動拠点を置く者であること。

ウ 県税の滞納がないこと。

エ 暴力団若しくはその構成員又はその構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある団体でないこと。

オ これまでの事業活動において、トイレカー（国土交通省が定める「快適トイレ」を含

む。)又はキッチンカーの活用実績があること。

(補助要件、補助対象経費並びに補助率及び補助限度額等)

第4条 補助金の交付対象となる事業(以下「補助事業」という。)の補助要件、補助対象経費並びに補助率及び補助限度額等については、別表第1に定めるとおりとする。

2 前項の規定により算出された補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、当該端数を切り捨てるものとする。

(補助金の交付の申請及び決定等)

第5条 前条に掲げる補助事業を実施しようとする者は、別記第1号様式による補助金交付申請書を知事に提出しなければならない。

2 補助金の交付を申請するに当たっては、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額をいう。以下同じ。)を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りでない。

3 知事は、前2項の規定による申請がされたときは、別に定める高知県避難生活環境整備事業費補助金審査要領に基づく審査を実施し、同要領に基づく高知県避難生活環境整備事業費補助金審査会の意見を踏まえて補助事業の採択又は不採択を決定するものとする。

4 知事は、採択の決定を行った場合は当該申請者に予算の範囲内で補助金の交付を決定し、通知するものとする。ただし、当該申請をした者が別表第2に掲げるいずれかに該当すると認める場合は、この限りでない。不採択の決定を行った場合はその理由等を付して、当該申請者に通知するものとする。

5 知事は、前項の規定による通知に際して必要な条件を付することができる。

6 第1項に規定する交付申請書の提出期限は、令和8年5月8日(金)とする。ただし、知事が特に認める場合は、この限りでない。

(補助の条件)

第6条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。

(2) 補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合には、一般の競争に付さなければならないこと。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。

(3) 補助事業が年度内に完了することが困難になった場合又は補助事業の遂行が困難になった場合は、速やかに別記第2号様式による補助事業遅延等報告書を知事に提出し、その指示を受けること。

- (4) 補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに当該収入に及び支出についての証拠書類を補助事業の終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならないこと。
- (5) 補助事業により取得した財産は、善良な管理者の注意をもって県内で適正に管理するとともに、補助金の交付の目的に従って効率的に運用しなければならないこと。
- (6) 県からの要請に基づき、県内外の災害時や防災イベント等で活用する場合に、補助事業により取得した財産を無償提供することを定めた協定を県と締結すること。
- (7) 補助事業により取得した財産は、国が定める災害対応車両に登録すること。
- (8) 補助事業の実施に当たっては、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められる者を契約の相手方としない等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (9) 県税及び県に対する税外未収金債務の滞納がないこと。

(補助事業の変更)

第7条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ別記第3号様式による補助事業変更承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 総事業費の増額又は補助金額の増額となる場合
- (2) 補助金額の20パーセントを超えて減額となる場合
- (3) 補助事業の完了予定年月日が延長となる場合
- (4) 補助事業により取得する財産の保管場所が変更となる場合
- (5) 補助事業を中止又は廃止しようとする場合

(補助事業の実績報告等)

第8条 補助事業者は、補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、別記第4号様式による補助事業実績報告書を知事に提出しなければならない。ただし、これにより難しい場合は、翌年度の4月15日までに提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、第5条第2項ただし書の規定により補助金の交付を申請した場合は、前項の実績報告書の提出に当たり、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 補助事業者は、第5条第2項ただし書の規定により補助金の交付を申請した場合は、第1項の実績報告書を提出した後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したときは、その金額を別記第5号様式により、速やかに知事に報告するとともに、当該金額を知事に返還しなければならない。

(補助金額の確定)

第9条 知事は、前条第1項の規定により補助事業実績報告書を受理した場合は、書類審査及び必要に応じて現地調査を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定内容及びこれに付した条件に適合すると認めた場合は、交付すべき補助金の額を確定し、当該補助事業者に補助金を交付するものとする。この場合において、交付決定額と確定した補助金の額

が相違する場合は、当該補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第10条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に交付するものとする。ただし、知事が補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めたときは、確定前にその全部又は一部を概算払することができる。

2 補助事業者は、前項ただし書の規定に基づき補助金の概算払を受けようとするときは、別記第6号様式による概算払請求書を知事に提出しなければならない。

(遂行状況の報告等)

第11条 知事は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助事業の遂行状況の報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

(財産の処分の制限)

第12条 補助事業者は、補助事業により取得した財産について、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数に相当する期間内において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に別記第7号様式による財産処分承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 知事は、前項に規定する財産の処分を承認しようとするときは、補助事業者に対して、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納付させることができる。

(補助金の交付の決定の取消し)

第13条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれか又は別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 法令若しくはこの要綱の規定又は法令若しくはこの要綱の規定に基づく処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- (3) 補助事業に関して不正その他不適切な行為をした場合
- (4) 補助金の交付の決定後に生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

(補助金の返還)

第14条 知事は、前条の規定に基づき補助金の交付の決定を取り消したときは、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されている場合は、期限を定めて当該補助金の返還を命ずるものとする。

(利用実績の報告)

第15条 補助事業者は、補助事業の終了の翌年度から起算して5年間、各年度の利用実績につい

て翌年度の4月末日までに別記第8号様式による利用実績報告書を知事に提出しなければならない。

(グリーン購入)

第16条 補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」（平成13年3月26日作成）に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

(情報の開示)

第17条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

(県内発注)

第18条 補助事業者は、補助事業の実施において県が定める「公共調達による地産地消推進戦略」（令和7年10月策定）に沿った県内発注に努めるものとする。

(委任)

第19条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和10年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第6条第4号から第7号まで、第8条第3項、第12条から第15条まで及び第17条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年4月3日から施行する。